

議案第 10 号「我孫子市手賀沼親水広場の設置及び管理に関する条例の制定について」反対の立場で討論いたします。

- ・この条例に反対する理由は 2 点です。
 - ・1 点目は、農産物直売所等の管理について、「指定管理者に行わせるものとする。」と明確に規定しているからであります。
 - ・農産物直売所等の管理に指定管理者制度を導入したことにより、この事業は市の事業となりました。
 - ・その結果、市は事業主体として、税金を使って当然のごとく施設や駐車場、過剰とも思える備品等を整備し、指定管理者である（株）「あびベジ」に「いたれりつくせり」の状態に管理させることになりました。
 - ・これまで、我孫子の地産地消の推進は、農業者と市民と市が協働で取り組んできました。
 - ・そして、市が「場」の提供を行ったアンテナショップにおいて、農業者主体の経営の実践と検証を行い、将来的には農業者自身の自立を目指してきました。
 - ・しかし、今回の指定管理者制度の導入は、これまでの農業支援の在り方に逆行するものであり、農業というひとつの産業振興の在り方として疑問を呈さざるを得ません。
 - ・また、農業振興策は重要なことですが、市丸抱えの農業支援の在り方には、市民の納得が得られません。
 - ・さらに、これまでの経緯から、あびベジを前提とした指定管理者制度の導入となり、公募が原則の指定管理者の選定において、初めての非公募の選定となりました。
 - ・今後、社会状況等の大きな変化がない限り、また、市が農産物直売所等の事業を続ける限り、「あびベジ」は指定管理者であり続けることとなります。
 - ・そもそも、農業者と市民と市が協働して事業を築いてきた農産物直売所等の事業は、公募が原則の指定管理者制度には馴染まないと考えます。
-
- ・2 点目の反対理由は、水環境保全啓発施設の管理について疑問があるからであります。
 - ・所管委員会の質疑の中で、水環境保全啓発施設の一部業務は、提案型公共サービス民営化制度を活用して提案した事業者に、随意契約で委託することが明らかになりました。
 - ・受託した事業者は、移譲される前から、清掃業務等を受託していた事業者であり、来年のリニューアルオープンを知っていたためプラネタリウムの運営等に独自色を出して提案し、採択されました。
 - ・しかし、行政評価表を見ただけでは、来年度から手賀沼親水広場の管理運営業務が変わることは分かりませんから、これまでの事業者のみの 1 者随契で委託が決まりました。
 - ・手賀沼親水広場管理運営業務委託については、リニューアルオープン後の業務内容を提示し、プロポーザル方式で業者選定を行った方が、より公平性を担保できたと考えます。
 - ・以上の理由により、議案第 10 号に反対いたします。

次に、議案第13号「平成28年度我孫子市一般会計補正予算（第3号）」について反対討論をいたします。

- ・ 反対の主な理由は2点です。
 - ・ 先ず、1点目は、今回提案された農業拠点施設指定管理者選考委員会委員報酬について、選考委員会のあり方に問題を感じるからであります。
 - ・ 非公募の場合の選考委員会の審査は、意見を聞く場であるとの答弁がありました。
 - ・ しかり、設置管理条例で、指定管理者に施設を管理させることを明記し、ほぼ指定管理者が決まった状態で、意見を聞置くだけでは何の意味もありません。
 - ・ 指定管理者制度において、非公募は例外中の例外であります。
 - ・ 非公募にする場合は、先ず、選考委員会において、非公募とする判断は妥当なのか？
 - ・ 非公募とする理由は適切かどうか、非公募の妥当性を審議すべきであります。
 - ・ そして、非公募とすることが妥当とされた場合には、次の段階として、市が指定管理者として考えている事業者の妥当性を審議するという一連のプロセスが必要であると考えます。
 - ・ しかり、今回の指定管理者導入指針の改定では、非公募にする場合の理由は示されましたが、選考委員会の開催時期等、非公募の場合のスケジュールが明確になっていません。
 - ・ 例外的に非公募にする場合は、設置管理条例制定前に、選考委員会を開催し、その妥当性を審議していただくべきであり、今回のスケジュールは逆であり、選考委員会を設置する意味が半減すると考えます。
-
- ・ 次に2点目の反対理由は、債務負担行為としてあげられている手賀沼親水広場管理運営業務委託料2億4,543万4千円の妥当性について、明確な説明がなされなかったからであります。
 - ・ 厳しい財政状況の中、今後、5年間にわたり、毎年、約5千万円の管理運営委託料が発生することの妥当性について、十分な検証がなされたのでしょうか？
 - ・ 現状では、市民への説明責任を果たすことはできません。
 - ・ 以上の理由により、議案第13号に反対いたします。